参考（３）

**東京都と大阪府の制度比較**

**○手話通訳者養成講座**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **東京都** | **大阪府** |
| **講座名** | 手話通訳者特別クラス | 手話通訳者養成講座 |
| **対象者** | ①すでに都内の地域登録手話通訳者として登録し現在も活動中の方  又は、  ②地域手話通訳者クラス（区市町村レベル）を終了している方  ※①②いずれも原則として手話通訳士資格を持たない方 | ①手話を用いて聴覚障がい者と日常会話が可能である方  ②大阪府登録手話通訳としての活動をめざして、向上心を持って受講できる方  ※上記のいずれも満たすこと |
| **受講料** | 無料 | 無料 |
| **受講判定試験の有無** | 有り | 有り |
| **実施回数** | 40回／1年 | 29回／1年 |
| **講座期間** | 1年間 | 3年間 |
| **講師要件の**  **有無** | 無し | 無し |
| **養成目的** | ・高度な手話通訳技術等を学び、手話通訳士等専門性の高い手話通訳者を養成する。 | ・登録手話通訳者を目指し、合計3カ年かけて手話通訳に必要な技術を習得する。 |

**○手話通訳者登録試験**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **東京都** | | **大阪府** | |
| **登録試験** | 東京手話通訳等派遣センター  登録手話通訳者選考試験 | | 大阪府手話通訳者登録試験 | |
| **受験料** | 5,400円 | | 無料 | |
| **受験資格** | ①手話通訳士資格を有する者  ②東京都に在住または在勤するもの  ③選考試験に合格後、所定の新登録手話通訳者研修を受講できる者  ④登録手話通訳者としての依頼に応え、通訳等の業務に従事できる者  ※上記の全ての条件に該当すること。 | | 大阪府内において、大阪府登録手話通訳者として手話通訳活動が可能な者で、20歳以上の者。 | |
| **試験内容** | **同日実施** | ◆筆記試験  時事問題、障がい者福祉、  聴覚障がい者運動、国語  から出題 | **一次試験** | ◆筆記試験  聴覚障がいの基礎知識、  手話の基礎知識、手話通訳の心構え、日本語の基礎知識（高校受験程度）等 |
| ◆読み取り通訳  （手話→日本語）※同時通訳  聴覚障がい者が手話により表出したメッセージを日本語（音声）で通訳する。  ２～３分程度の手話により２問出題。 | ◆読み取り試験  （手話→日本語）  録画映像による課題を読解し、答案用紙にその内容を記述する。  試験時間５０分で２問出題。 |
| ◆聞き取り通訳  （日本語→手話）※同時通訳  　日本語（音声）のメッセージを手話で通訳する。  ２～３分程度の音声により１問出題。 | **二次試験** | ※一次試験合格者のみ受験可  ◆聞き取り試験  （日本語→手話）  録音音声による課題を同時通訳する。  講演会場面１問（約３分）、  個人通訳場面１問（約３分）の２問出題。 |
| ◆手話による面接 | ◆手話による面接  ※採点は行わないため、合否には影響しない。 |
| **試験**  **採点員** | ・東京手話通訳等派遣センター  運営協議会委員　５名  （聴覚障がい者を含む） | | ・大阪聴力障害者協会職員　３名  （聴覚障がい者を含む） | |

**○指導者養成講座**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **東京都** | **大阪府** |
| **講座名** | 手話指導者養成クラス | 実施無し |
| **対象者** | ・都内の区市町村の手話講習会・地域手話サークルの指導者及びその予定者で、すでに手話を習得している健聴者および聴覚障がい者。  ※ただし、健聴者においてはすでに都内の地域登録手話通訳者として登録し現在も活動中の方 |
| **受講料** | 無料 |
| **受講判定試験の有無** | 有り |
| **実施回数** | 40回／1年 |
| **講座期間** | 1年間 |
| **講師要件の**  **有無** | 無し |
| **養成目的** | ・都内各地域の手話通講習会（手話奉仕員養成カリキュラム）における手話指導技術を習得する。 |

**平成３０年度手話通訳者確保事業**

**事業委託仕様書《抜粋》**

（３）手話通訳者の現任研修・実践研修に関する業務

　ア　受託者は、手話通訳者の技術等の向上を図るため、手話通訳者に対して現任研修

を実施すること。とりわけ、登録初年度の手話通訳者に対しては、実践研修を実施すること。

　　イ　受託者は、現任研修・実践研修の内容等について、府と事前協議のうえ合意を得ること。

ウ　受託者は、現任研修で使用するカリキュラム、テキストについて、府と事前協議のうえ合意を得るとともに、当該カリキュラム、テキストを府に提出すること。